

## 野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は令和2年6月8日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 藤井愛子	2番 古谷文夫
3番 川辺茂	4番 小林利夫
5番 野口寛	6番 石山幹雄
7番 瀬能良一	8番 筑井正
9番 宇佐見稔久	10番 望月秀嗣
11番 上原廣	12番 青木進
13番 遠藤一彦	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用配分計画について

議案第5号 令和元年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度活動計画の策定について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項第の規定による合意解約について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主事	高梨 将克

**議長** ただいまから令和2年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

10 番 望月 秀嗣 委員

11 番 上原 廣 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

**議長** 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、申請番号 1 番から 28 番については、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号 8 番から 58 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号 1 番から 28 番、議案第 2 号申請番号 8 番から 58 番については関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、本案件の概要について説明いたします。

本案件は農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置するものです。

農業に新規参入する法人が農地を取得して営農を継続し、上部は別の法人が太陽光発電施設を設置します。

それでは、議案第 1 号申請番号 1 番から 28 番についてご説明いたします。

1 ページから 8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 83 筆で 53285 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

譲受人は法人ですが、農地法第 2 条第 3 項が定める農地所有適格法人の要件を満たしているため、法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 5 月 22 日に受付をしております。

次に、議案第 2 号申請番号 8 番から 58 番について説明いたします。

11 ページから 25 ページをご覧ください。

申請地は、畑 77 筆で 50607 平方メートルの内 12.63 平方メートルとなっております。

なお、一時転用許可の対象は太陽光パネルを支える支柱、パワーコンディショナーや電柱等の周辺機器を設置する部分となります。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 5 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**青木委員** 今月は1班が担当で、6月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から29番、議案第2号申請番号1番、2番、8番から59番については望月委員、議案第2号申請番号3番から7番については藤井委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番から28番、議案第2号申請番号8番から58番について望月委員から報告をお願いします。

**望月委員** 初めに議案第1号申請番号1番から28番について報告します。

申請地は、桐ヶ作の畑83筆で耕作中の農地、保全管理や肥培管理された農地、雑草が生えている農地が混在していました。

次に議案第2号申請番号8番から58番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用地 区域内の農地ではなく、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、営農型発電設備は一時転用申請の形で許可可能となっております。

計画内容は、埋め立て等は行わず、支柱については、下部でさつまいもを作付けする箇所は最低地上高が2.5メートル、最高地上高が4メートル、間隔は4.6メートル、みょうがを作付けする箇所は最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.8メートル、間隔は3.1メートル、日照については、さつまいもを作付けする箇所は遮光率40.43%、みょうがを作付けする箇所は遮光率を68.41パーセントとする計画となっております。

給排水関係については、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策としては、おおむね3メートル程度の緩衝帯を設ける計画となっております。

今回の現地調査におきましては、農業委員の他、地元の農地利用最適化推進委員の方にも出席していただき、意見をお聞きしました。

その中で、作付と太陽光設備の設置時期の念頭に入れた場合、除草等の保全管理をどうするかということも、地元の方々と話し合いをしていただくような意見も出ておりました。

現地調査班としては、現地は問題はありませんでしたが新規就農者及び事業者から営農計画や事業計画等について説明を受けた上で審議したいと合意いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、一時転用許可の期間ですが、担い手が自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合、荒廃農地を再生利用する場合、第2種農地又は第3種農地を利用する場合のいずれかに該当する場合は10年以内となりますが、本案

件はいずれにも該当しないため、3年以内となります。

資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、営農型発電設備の撤去を含めた資力があると認められます。

また、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性において適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

次に営農の適切な継続の確保についてですが、さつまいもの地域の平均的な単収については、千葉県がとりまとめた「令和元年度版千葉県農林水産業の動向」に基づき算出した10アール当たり2440キログラムに対し、本案件の単収見込みは2440キログラム、みょうがの地域の平均的な単収については、千葉県作成の「野菜ハンドブック」に基づき算出した10アール当たり150キログラムに対し、本案件の単収見込みは150キログラムと見込んでおり、地域の平均的な単収と同様の収穫量となる計画となっております。

なお、営農計画については東葛飾農業事務所の普及指導員等に確認しており、収量は妥当だが、さつまいもについては3～4年同じ圃場で作付けを続けると連作障害により品質・収量が低下するので、連作障害を回避するために取り入れる技術を検討する必要があるとの意見が出ています。

また、一時転用許可期間中は毎年1回、農地における農作物の状況を報告することとなっております。

一時転用許可期間は3年以内のため、期間が満了する場合は、再度一時転用許可申請を行うこととなります。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人着席—

**議長** それでは、営農計画や事業計画について、説明をお願いします。

**申請人** 本日、貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

私は、〇〇と申します。

今日、参加させていただいてるメンバーを先に紹介します。

まず、1番手前の皆さんから見て左側、普段から営農型ソーラーシェアリングの関係の〇〇の代表〇〇、隣が今回、野田市桐ケ作で〇〇と会社を設立しまして、そちらの責任をやっております、常務取締役の〇〇です。

そして、後ろにおりますのが、実際に桐ケ作の圃場の農場長であります、〇〇でございます。

そして、一番奥に居るのがですね太陽光発電所の技術部長、〇〇の〇〇という、一級建築士の

資格を持ちます。

以上、私も入れて、5名で今日説明させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

先週は、現地での視察の時いろいろと、ご質問いただきましたので、今日は会社の概要とともに、事前にいただいていた、質問を事前に説明させていただくという流れで進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず、冒頭ですね、私の方からグループの会社の案内であったり、今回の取り組みの内容、また将来の計画、そして地元の皆さんとどうやって、共生していくかっていうことを、中心にお話していきたいというふうに思います。

先にですね、お手元に今、そういった会社の内容含めての資料を配らせてますので、それを見ながら説明をしたいと思っております。

まず一番上にあります、パンフレットが私どものグループ案内がございまして、私どもは、太陽光事業であったり、不動産事業であったり、また、私自身、税理士の資格持ってますので、そういう専門の事務所を併設してグループの全体の7社それから3事務所という10の法人を持っているグループ経営を行ってる会社でございます。

今回はですね、こちらにはご縁がありまして、農業に本格的に参入していくってことを考えまして、〇〇という会社を設立させていただきたいと思っております。

というのもですね、その中に書いてありますけれども、私どものグループのそちらのパンフレットをもう1枚の方に会社のグループ名が書いてありますが、我々は最近よく言われています、SDGsと言われている持続可能な社会を創って行くために、その中でも、特に再生可能エネルギーを使った事業を進めて温暖化防止したり、今回、始めます農場を使って自給率の向上、ということを通じてですね、社会貢献を持続的に行って、かつ事業としてもうまくいくということを我々で目指しておりますので、まず、今回は、我々の理念に沿った形の事業だというふうに認識しております。

じゃあ、なぜ今回始めるかということなんですが、もともと営農型シェアリングっていうことを始めようということで、数年前から研究したり、かつ候補地を探してたなかで中で、今回、非常にご縁がありまして、桐ヶ作エリアで、農地を取得できそうだということでありまして、非常にご縁を感じているんですが、そこで今回始めようと、それがあってですね、農業であったり、太陽光を含めて、私ども事業自体が、技術的に事業として、長期的に収支計算ですね、グループの中、また専門家も入れて計算したところ、十分成り立つというものでございましたので、今回、申請させていただいたということでございます。

今後の計画ですけども、今回、5万平方メートル少し、強ですね、農地の取得をさせていただきたいというふうに、将来的には、5年後ですが、近隣の農家の皆さんも、後継者問題であったり放棄地の問題であったり、そういうのが、全て私ども相談を受けておりますので、最終的には5年後、12万平方メートル位まで拡大できるような形にしていきたいと思っておりますし、先ほど紹介させていただいたこちらの〇〇さん、いろんな成功した事例の紹介をいただいたり、どうやったら、農業として太陽光としての事業が上手くいってるかっていうことを、いろんな知見をいただきながら、段階的に進めていきたいなというふうに思います。

2年後3年後ですね3年目、2022年にはですね、その中でも、この間、使用させていただいた現地を、東側に新しく事業の拡大と共に事務所であったり倉庫を新設をしていきたいというふうに、最後ですけども、地元の皆さんと共生をしていくかということでございますけども、すでに地元の自治会であったり、農協に関しては、手続きが完了してございまして、今後いろんな形で、地元、行政であったり、そういう取り組みを積極的に、私どもとしては、そうしていきたいというふうに考えております。

そういう意味でいうと、先ほど申し上げたように、そして、後継者、放棄地の問題も、私どもとしたら、地域の農家の解決の一つに貢献できるものというふうに考えておりますし、今回の作ります営農型ソーラーシェアリングは、小中学校でやっています、最近、義務教育のなかでも未来のある子供達の教育の場としても、提供していきたいと思っておりますし、また、昨年、台風15号は、千葉県で非常に大きな影響がありましたわけですけども、私どもが建設する太陽光発電所は、東京電力の電力ネットワークが万が一、停電したとしても、太陽光発電は動いていますのでその際は、非常用電源としてですね、地元の皆さんに電源供給するということは無償で、行っていきたいというふうに考えております。

加えてですね、先ほど申し上げたように事業として拡大していく中で、人を増やしていくということは当然必要になってきますので、そこは地元の方々を中心に、正社員、またパート、アルバイト短期的にやはり、収穫的に人手が必要ということで、地元の方を積極的に採用したいというふうに考えております。

また、外国人を採用することは、考えていません。

地元を中心にやっていきたいというふうに考えています。

また、今回、野田市で作らしていただくことで、市の方の税収を増やすこと寄与できるんじゃないかなというふうに考えた、取り組みでございます。

ぜひ、一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

冒頭で私の方から、今、グループ内であって、我々の取り組みでお話をさせていただきました。

これからはですね、事前にもらってるご質問に関して、回答させていただければというふうに考えております。

まずは、冒頭、〇〇の方から、今回の事業概要、お手元のパンフレット入れさせていただいております。

そちらを使いながら、事業説明をさせていただきたいと思っております。

それから、地域の皆様の住民の説明に関してもう少し、加えて、説明をした方がいいんじゃないかっていう、ご意見をいただきましたので、現在の進捗を含めて説明させていただきたいと思っております。

3点目として、私も今回の農地を管理していくわけですので、草刈も含めて、どう農業をやっていくかということでございます。

最後、4点目は、影響ということとなりますので、そちらを答えさせていただき、あと、看板の件ですね、最後は工事、計6点を説明させていただきます。

〇〇と〇〇から説明させていただきます。

私は〇〇の責任者をしております〇〇と申します。

ちょっと事業のですね、ご説明をさしていただければと思いますが、お手元の資料の中ですね、複数枚ホチキス留めしてあります。

営農型太陽光発電事業についてという、資料があると思います。

こちらでご説明させていただければと思います。

まずですね、1枚めくっていただきますと、全体の地図が簡素なんですけど入っています。

これが今回の計画地でございます。

ちょっと今回、先にですね、太陽光の話から入らせて、いただければと思うんですが、全体ですね発電所としては、低圧っていわゆる小さな発電所の集合体だと思っていただければいいと思うんですけど、それが35箇所、合計で約3メガ発電所の規模になる予定となっております。

その後、発電所ごとに設置される発電所、この下に写真でございます。

高さは、一番上の高さで4メートル、下が地面から、作業する作業スペースですね、2.5メートル設けております。

続きまして、次のページ、みょうがの方の架台なんですけど、光の入ってる遮光率の関係でパネル間隔が違うだけです。

高さは、共に4メートルで地下から2.5メートルという高さになっております。

続きましてですね、次が今回太陽光付けることで、よくある質問何個か提出させてもらっております。

一つ目がですね、反射光について、これですね、いろいろと議論はあるんですが、我々の発電所としては、全て、絵にある通り光の反射っていうのが、上空いわゆる空中に反射するように配置しております。

ただですね、このパネルは、低反射高透過強化ガラスいわゆる車のフロントガラスにも使用されている反射率若干低いものを採用しております。

数字でいうと反射率5.3%となっております。

車のフロントガラスの反射程度だと思っていただくと、理解しやすいのかなと思っています。

次のページがですね、騒音、低周波について、記載させていただきました。

騒音に関しては太陽光ですね、皆様、見たことあると思うんですけど、よく聞くと、音って出てるんですね。

これがパネル面ではなくて、いわゆるインバータ、太陽光で発電した電気を一般の家庭の電気に切り換えるインバータから出るんです。

騒音レベルとしては、33デシベル以下。

これがどれぐらいかっていうと、ちょっとここにはないんですけど、音響メーカー〇〇のホームページにデシベルごとの騒音、具体的な例っていうものがあるんですけど、33デシベルというイメージしにくいんですけど、深夜の住宅街もしくは静かな図書館という記載があります。

それと同等のただしこれに関しては、この音が出るのは、太陽光が発電している時間帯、日中のみ発生しておりますので、当然、太陽が沈んだ後はですね、発生しませんから、音は発生しません。

日中ですね、まず皆様の方で、聞くことはできないと思うんですけども、聞いても、すごく近づいていただくと、33デシベル程度の音が聞こえてくるかな。

次のページがですね、電磁波に関してはですね、これが身体的にどのような影響があるかっていうのが、またそのデータで、そこまで出てないと思うんですが、数字で言うとはですね、1.8 マイクロテスラ、インバータ、先程の太陽光パネルで発電した電気を一般電気に変えるインバータのパワーコンディショナから出る電磁波で 11.92 マイクロテスラ比較していただくとわかりやすいのが、扇風機これが 339 マイクロテスラ、こたつが 36.2 マイクロテスラ、非常にですね生活のリビングであるような家電製品比べてもですね、電磁波、低いものとなっております。

国の方のガイドラインがですね数値上げてるんですが、それが 200 マイクロテスラなので、それよりかは遥かに低い数字かなと思っております。

こちら、我々も心配しないで大丈夫なのかなという認識です。

続きまして次のページがですね、周辺の温度変化であります。

これがですね、住民の方々は、やはりこういうのっていうのがご質問を受けてあると思うんですけど、これですね、一番これがわかりやすかったのが、採用させてもらいました。

国立研究開発法人科学技術振興機構っていう国の研究開発の方ですね、研究をされておるので、ちょっとこちら載せさせていただきます。

これ長野県の発電所なんですけど、左側の写真とですね、右側を比べていただくと、黄色になるほど赤から黄色、黄色の方がですね、温度として高いんですねこれ見ていただくと、パネル面は確かに太陽の光を、太陽が出てると、パネルに関しては、ただその周囲にですね、それを影響してる場合の気温を引き上げてるかっていうとそうじゃないのかなっていうのは、このサーモからわかると思います。

むしろこの下の画像ですね、見比べていただくと、この白っていうのが一番温度として高いですから見ていただくとわかるように、この道路部分、こちらの方がですね、遥かに周りに温度として上ります。

これ見てもわかるんだと思うんですけど、これは舗装している道ではないので、当然舗装してるところだと温度としては上がるんじゃないかと思います。

パネル自体は、当然、熱を覆いますから、太陽の光でですね、ガラスなどで熱くなると思いますが、周りに影響が出るほどではないと、むしろ比較というんではないですけど、道路の方が温度としては高くなりますよっていうのがわかると思います。

続きましてですね、他社比較って書いてあるんですけど、これはあまりくどくど言う話じゃないんですが、一般的な太陽光って言うと、右側にあるような、単管パイプって言われるもので、この架台の部分ですね、成形しているものっていうのが多くあります。

こちらはですね、想像していただければわかると思うんですけど、単管パイプは長年、使っている上でですね、やはり劣化をしてしまうものです。

特にクランクという接続部分ですねこれは当然、長期に亘って使えませんから、我々としては左にあるようなアルミ製の劣化しない素材を使っております。

下の方の画像の比較に関してはですね、やっぱり太陽光発電の事業者が近くに居ないことがやっぱり多いですので、そういう場合ですと、右下にあるような、やっぱり雑草の繁茂した発電所、これ野田市内でも私自身も何度か見かけてますので、少なくないのかと思っております。

我々はですね営農しますので、逆に言うと繁茂してしまったら我々のその営農の部分の問題が



できますから、このような状態というのは、まずないのかなと思っております。

次のページにですね、緊急時の対応、こちらに関しては、もしも万が一、発電所の方ですね、何かトラブルがあった場合、すべての発電所において、インターネットで遠隔監視装置が組み込まれております。

発電した場合ですね、また、異常が発生すると、我々がですね、見てる見てないにかかわらず、今ですね、東京の方に事務所がありますが、こちらの方にアラートとしてですね、例えばその電流とか、電圧の不具合とかですね、規定よりも大きい数字小さい数字だった場合、アラートになるようになっております。

そうすると、我々技術部の方ですね、その対応をするんですが、ここにちょっと記載してないんですが、私や営業のものもですね、電気の知識がありますから、おそらく何かあった場合は、私共の方で対応させていただくという形になるのかなと思います。

何かあった場合、見てる見てない人が気づく気づかないにかかわらず、何かあった場合、アラートっていうのはもうこれ、必ずかかって来ますので、速やかに、東京の方の技術の方の担当、もしくは桐ヶ作内に事務所もありますので、その人間が速やかに対応するっていうような、していきたいなと思っております。

続きまして最後のスケジュールですね、これはあくまでも予想というかですね、住民の方々に説明するにあたり、そのスケジュールの最初の方なんですけれども、行政ですね、皆様の農業委員会様からのですね、認可を下りた後、そのあと少し準備の期間がありますから、6月から7月、仮に認可が下りた場合ですと、9月に工事を着工すると、工事期間としてはですね、おおよそ準備段階も含めて工事、最終的には、おおよそ2月から3月ぐらい今年度いっぱいかかるかなというふうになっております。

次のページのですね、FIT 終了後 20 年後っていうところですね、ここは結構重要なところなのでちょっとしっかりお伝えしたいと思うんですが、太陽光発電はですね、20 年間は、国による対応というのは契約してありますが、それ以降に関しては、どうするのかっていうのが、先の話ですけど、準備をしていかないといけないっていうことなんで、我々としてはですね、2つのことを考えております。

1 個は、この一番上の方の事業継続っていう形ですね、これに関しては、20 年後ちょっと先ですが、東電の方で買い取りから、我々、発電した電気をですね、東電を介さずに、桐ヶ作地域の方々にですね、電気を使っていただく少なくともですね、今よりも安価な形で提供して、皆様に、そんなに大きくカバーできると思ってないんですけど、桐ヶ作関宿位は、おそらくカバーできるのかなと思ってます。

こちらに関してはですね、それをやるにおいても、新電力会社っていう設立するに当たり、資格がいりますので、こちらはですね、会社として、新電力会社の申請手続きっていうのは始めております。

ちょっと時間がかかるんですけど、ゆっくりと認可されていければなと思います。

もう1つはですね FIT 終了後、自家消費って書いてあります。

この下のページですね、こちらはですね発電した電気を農業に使うって書いてありますけれども、この新電力会社として電気を販売するっていうのが、現実的かなと、余裕がですね、農業用

電力なった場合、5億かかります。

なので、あんまり旨味がないというか、自分たちで使うそのための設備とコストの方が、はるかに超えてしまうなあとと思うので、この自家消費よりかは、地産地消を優先的に考えております。

今後、水耕栽培をしたりとか、施設園芸をしたりとか、そういう場合見ると、太陽光が作った電気そこで発電するということはですね、十分可能性としてはありますので、そういうことは当然検討していくんですが、メイン、大枠としては、新電力として、地域の方に使っていただくというように考えております。

太陽光の方としてはですね、説明は以上になります。

続きまして、次のページ、14ページですね、営農事業についてお話をさせていただきます。

同じグループでですね別会社で営農の方は行います。

法人名は〇〇株式会社。

場所がですね、今回の圃場の直ぐ側、そうですね、一番近い畑だと、徒歩、200メートル位です。

1月30日設立となっております、決算期は12月、資本金は一千万円。

この会社を作るにあたり、協力していただいている会社さんが3社ありますので、そちら先にご紹介させていただきます。

16ページですね、〇〇さんです。

こちらがですね、現在、〇〇っていう会社の代表されてるんですが、元々がですね、2009年に〇〇アグリ創造事業の農業ですね、こちらの会社を創業、社長、こちらを作った方になります。

この方がですねそのまま、その後、ご自身で〇〇という会社、農業のコンサルタント会社ですね、こちら設立いたしました。

こちらが〇〇が我々の方の今顧問として、来ていただいてまして、主にも教えていただいているのが農業経営で、新しいスマート農業とか、いろんなアイデア持ってるもんですから、そういう人材だったりとか、そういうのを育てるって形です。

また、別で非常勤講師として、〇〇大学だったりとか、〇〇大学の方でも、非常勤講師をされていますので、学生の紹介、何ていうのもあります。

次のページに、主にやってもらっていただいているっていうのは、農業作付けをするに当たりですね、一番のネックになったのが土壌診断だったので、まず〇〇さんとですね、土壌診断をしていただいて、そこからじゃあどういふふうに、この畑どういふふうに、作付けをしていこうか、今年はやめて、来年1年間ちょっと、土壌改良材入れてとか、そういうのが包括的に相談しながらやっております。

18ページの〇〇という会社になります。

こちらはですね、千葉県香取市の農家として、私はですねこちらと一緒にいます農場長の〇〇の方で、研修をしてですね、実際やっていたいて、作業をさせていただいて、細かいこといろいろと育苗から始まり、教わって教えていただいております。

年間ですとね300トンほど生産してる農家さんとして、品評会でも金賞取られ、私がいろいろと自分なりに調べたところ、私の個人的な意見としては、すごく私が知ってる中で一番やっぱり優れた農家さんだな、さつま芋農家さんだなと香取市の方、少し離れているんですけど、そこで研修をさせていただいたという次第です。

圃場の状態だったりとか見ていただいて、畑の方もですね、こういうふうにした方がいいよというアドバイス、我々の畑の方でいただいておりますので、今後とも研修とアドバイスを続けていくことになっております。

続きましてですね、最後の計画の方ですね、次のページ、19ページになります。

計画としては、5期で考えております。

この5ヵ年計画1期目、こちらがですね、一番左側にある1万400平方メートル、1ヘクタールの作付となっております。

こちらはですね、作付けの方は終わりました、それと収穫出荷っていうのが、順次回っていく形です。

2期目、来年度はですね、この圃場のうち、1ヘクタールさつまいもを3ヘクタールに拡大させていただきます、一部みょうがの育成を始めます。

さつまいもをですね、我々はこの後、ご説明しますが、焼き芋屋として、加工販売しまして考えておりますので、そのための、まずはネットワークだったりとか、グループがある銀座なんですけど、そちらの方で一部販売先行していきたいというのを今年末から来年にかけて、一部行っていこうと思っております。

3年目、3期目にですね、今回の圃場全てを耕作作付していこうと思っております。

5万平方メートルの圃場と、みょうがが5千平方メートル、焼き芋屋も銀座でオープンしております。

新社屋と書いてありますが、こちらが先ほど〇〇の方から説明がありました、〇〇さんの近くにある東側ですかね、その場所で、加工所にしろ収穫の作業にするにしろ、いろいろな作業が多いものですから、作業場、加工場、倉庫というものを建てようと思っております。

育苗っていうのはですね、この3期目にはちょっとスタートしたいなと、ちょっと早まるかもしれないんですけど、遅くても3期には育苗したいなあと思っております。

3期目で、なぜかっていうところに関してちょっと余談ですけど、電熱線を下に引いてですね、電気をひっぱってきたりとか、堆肥を撒いたりするんですけど、やっぱり事務所近くでないと目と鼻の先じゃないと育苗ハウス怖いんで、今の事務所の近くにですね、育苗できる場所が確保できないので、ハウスを置くスペースがないというか、場所が物理的にないものですから、そうなった場合、ちょっと離れたところで、育苗をするっていうことにやっぱりリスクを感じたので、新しい事務所建てるタイミングここで育苗ハウスを一緒に建てたいなと思っております。

4期5期と、この規模を大きくして行って、最終的には12ヘクタールを目指すと考えております。

ここから別の資料を見ていただきたいのですが、お手元にも土壌診断書っていう白黒の紙があると思います。

こちらですね先ほど説明しました、〇〇の方でやっていただいた結果になります。

1枚目に、これ違う畑なんですけど1枚にはですね今年作付けした畑になります。

来年以降、それで、黄色で引いてあるところ、さつまいものペーハーは、5.5から高くても6の間でやりなさいよと我々、ご指導いただいているものですから、それから見ると1枚目の今年作付したところは、ペーハー内だったので、我々、作付したんですが、ちょっと2枚目の畑はペーハ

一高いので、これに関してはですね、このまま作付けすると病気になるだろうというのを、我々の予測しまして、あればちょっと作付けをせずに、土壌改良剤、この下に書いてあるようなですね、フミンとかAG 酸度調整粒とか、PHを下げるような、土壌改良剤こういうのを入れて、来年度にもう一度、土壌診断をして数値を見て、いこうかなと思っております。

6.69は高い方で、沢山ある結果6.2とか6.3それぐらいはですね、多少オーバーしているものに関しては、おそらく来年になったら耕作できるだろうそれを見ると、おおよそ3ヘクタール位、残りの2ヘクタールは、ちょっとですねそれはやっぱりペーハー高い中でも、もう一段階高かったのので、規定の数値に、戻るまで、2年後に作付けしようと思っています。

最後ですね、今、現状、この間、視察いただいたときに、一部指摘があったんですけど、草刈りどうすんのって話もありました。

今現状ですね、我々の方で許可前ではあるんですけど、ちょっと草刈りの方させていただければと思って、一部先行させていただきました。

それがですねこちらの別紙で、農地管理の進捗状況という資料A4、1枚の紙ですね、右側の図を見ていただくと、この青いですね、枠で囲われている耕作中と書かれている、1度見ていただいたと思うんですが、現在耕作してる最中なので、ここに関しての草刈りっていうのは、営農と一緒にやっていくと、ちょっと余談ですけど、これからですね、バスターキっていう農薬撒いていくんですが、今の農薬規制法の中ですと、年2回しかこれ使えないもんですから、そろそろ、その除草剤使いたいんですけど、タイミング見計らって、一応、今週も中程でどっかでやろうかなと思ってますが、青いところに関してはですね、耕作していますから必要に応じてやりたいと思うんですが、大きくこの下の黄色いところですね、こちらに関してはですね、地権者さんの方で草刈りしていただいたものとか、私どもの方で先行して草刈りしたところが多くあります。

ただ、黄色の枠の中で、小さい赤丸で囲まれてるところはですね、ちょっとまだその草刈りがしっかり行われてないので、これはですね6月10日に草刈りを行おうと思っています。

北側と南側にもですね、赤い枠で囲まれているエリアがあるので合計4ヶ所、小さい4つの丸ですね、ここはまだ草刈が行われてませんので、6月10日にまとめてやろうと思っています。

それ以外に関しては、先行してやらせていただきます。

以上、私の方からですね、簡単な事業の説明と、現状の草刈りの状況になります。

続きまして、資料は使わないんですが、前もっていただいたご質問の中で、近隣住民への事業説明ということですが、こちらも本来は3月15日にですね、近隣、発電所周辺、周辺の方と、桐ヶ作の自治会の会合の中で、皆様の方に案内としまして3月15日住民説明会を行う予定でしたが、ちょっとこちらでやはり、コロナの影響で中止になりましたので、説明会を4月13日に実施をいたしました。

101名の方に動画の案内をこちら送付させてもらって視聴していただいた方、延べ89名思っていたよりは、見てもらったかと思うんですけど、やはり皆様はですね、Web説明会でやっぱり当然、日がなかったのので、今回、我々の方でですね、そういった方対象に、この資料の同様にですね、営農事業、また、その営農型の太陽光の事業、弊社の案内ですね、それと私がしゃべったようなことをすべて文書に置き換えまして、説明資料、それで103通ですね、こちらは6月4日、先週の木曜ですかね、発送の方させていただきました。

その他にはですね一部先行してW a bでご説明させていただ方もいるんですけども、必要に応じてですね、あまり対面にはよろしくない時期かも知れないんですが、個別説明っていうのは行っていこうと思っております。

いただいた質問として、太陽光パネルから雨だれの営農に対する影響ということがございましたので、我々の方は、太陽光パネルの架台に雨樋を設置いたしまして、さつま芋の圃場の方ではですね、その処理は浸透か貯水かを検討して適切な対応をとろうと思っております。

みょうがの圃場に関しては、散水するのに雨水は有効活用したいもんですから、雨樋の先です、雨水を貯留するようなウォータータンクみたいな感じになると思うんですが、そういうのを活用するただ、こちらに関してはですね、横にいらっしゃる〇〇のですね、〇〇さんの方で、もうすでに多く経験されているものですから、そちらの実例を参考にしながら進めていきたいと思っております。

続きまして、最後、私の方からいただいた質問の方がですね、太陽光条例以外の看板を設置するのかっていうことについてですが、原則、我々の方ではですね、条例ではなく経産省の方から発電社名、いわゆる事業者名、その保守点検社名その事業者として、点検者として、連絡先つてのを明記しなくちゃいけないので、こちらの看板はもちろん建てる予定です。

それ以外の部分、施工中施工前にはですね、条例の方に定められている、施行期間とか、連絡先とか、そういうのを記載した看板がありますので、こちらも当然建てるんですけど、経産省の方で指定されている、発電事業者名、保守点検者名が書いてある看板を設置する予定です。

それ以外の看板についてはですね、必要に応じて検討していこうと思っております。

私の方からいただいた質問の中でお答えさせてもらうのは、以上となります。

続きまして技術部の〇〇の方からですね、技術的な話をちょっとさせていただければと思います。

ボタンタッチしまして、技術部長の私〇〇と申します。

よろしく申し上げます。

私は同じく、グループ会社で、〇〇という太陽光発電所造って、そして維持管理をしていく、そういった中で今回ですね、皆様から、質問の中でたくさんあるかと思うんですが、議題の中で、今日お話をさせていただかなければいけないことは、まず、さつま芋の作付に対して、そのエリアの工事、それとどうなの、どうなってるのかっていう、ご質問があったと思います。

我々ですね、〇〇と〇〇は、同じグループになっております。

そのために土木部などは、密にできておりますので、全然違う会社がやってるというところがないので、実際にはですね、さつま芋の収穫が終わった後に、次の、苗を植える前までの間で、太陽光の発電所を設置する、という工程を組んでやっております。

そのためにですね、いろいろ気象状況、その他毎年の天候等ですね、左右されることもあるかと思いますが、連携をしてやっていくというところでいきますと、しっかりとですね、まず、農作業に当たらない形でやりたいなと思っております。

こちらに関しましてはですね、大規模なのでノウハウをですね、いただきながら、ご指導いただきながら、我々もしっかりとやっていこうと思っております。

あと、ですね、そんなに長く響くことのないようにしていきたいと思っておりますので、周辺

ですね、土地を我々も拡大していく中でですね、使用できるところはですね、工事が空いたときは、という形を考えております。

一番のご質問ということでいただいております。

あとは、太陽発電の架台ですね、組む裏の部分、強度に関しましては、2年ほど前に改正されJIS規格など建築基準法、きちんとたためながら強度を持って、何があっても倒壊しない、良い物を作っていく、ということは、我々の農地ですので、迷惑を掛けない、それをきちっとやっていきたいなあと考えております。

以上で、会社の案内と、それから事業そのものは、案内、また、事前にいただいた質問等に回答させていただきました。

よろしく申し上げます。

**議長** 何かご質問ありますか。

挙手をして、議長から指名されてから質問をしてください。

**後藤委員** 1点お尋ねしたいんですが、この地図の中で、斜線の部分と、斜線でない部分、要は、さつま芋とみょうが、区域が分かれていますけどこれ、どういう区分で分けたのか教えていただきたい。

**申請人** みょうがとさつま芋、何が違うかっていうと、お手元の別紙資料というのが、配られた資料としてあると思うんですけど遮光率、光の強度、さつま芋とみょうがを比較するとみょうがの方が光、大きく必要としない、ということで、パネルの密度がやっぱりこの2つは違うんですね。

なぜこの場所っていうと、1ヶ所にまとめてやろうと思ったんですけど、少しばらしましようかと、それがトラクターの入りやすさで、後、その他の発電、土地の大きさと、例えばその狭い、ちょっと比較的狭い土地に関しては、みょうがでパネルの密度を上げて、みょうがを育成するそれ以外に関しては、パネルを置く余力が大きいので、道に面して、さつま芋よりかはみょうがの方が道に面したメインのところはそうですね、この斜線の部分というのは、1筆1筆が小さい、みょうがを作付するにも適してましたし、営農しやすい以上です。

**後藤委員** 道に面してるっていうところと面積狭いってところが、みょうがという話ですよ。

そうしますと、Cの01番、ちょっと真ん中の北の方だと思えますが、その中で、地番が〇〇、〇〇道路ですよ、面してますよね、この面積、小さくないんですか。

**申請人** これ同一地権者さんの持っている隣同士の土地は1つとして考えています。違う、地権者さんの場合は違います。

**後藤委員** わかりました。

**宇佐見委員** 現地調査の時、圃場伺いましたが、沖積土ですよ、そういった沖積土の場合は、結構水分量があると気がしました。

それとさつま芋っていうのは、ご承知だと思いますが、水分が多くなると、芋が付かなるって性質がありますよね。

今までの地点で、試験的にやったのは良いんですが、ちょっと危険が多すぎるんじゃないかっていう感じがしたんです。

みょうがは、夏場だと聞いていたもので、質問させていただきました。

**申請人** まず、先ほどのですね地質についてはですね、やはり懸念してるのを見ていただいたところにも、むしろ今作付けしてるんですが、西側のエリア、こちらの方が水分量多いのかなっていうのが、自分達が触って感じるんですがその理由としては、少し高いところに周りに陸田があるので、そこからの絞り水ってのが少なからず入って来てるんですね、これに関しては、隣の農家さんとの関係関連性になっちゃうので、ちょっと解決しにくいんです。

一応この土もですね、我々の方としても耕作する前に先ほどの〇〇農園の方に見てもらった上で、影響ないだろう、ただし、経過を見て先程言ったような、他からの水の浸入ってのを防ぐ必要があるんじゃないかっていうのと、収穫時大変だと思っております。

この指摘は、土が付くのでそういった大変さはありますが、育成においては心配するレベルではない。

**宇佐見委員** もう1点よろしいでしょうか。

実は、さつま芋は、意外と3年位経つと連作障害が結構多く出てるんですが、そういう土地に対して土をどうやって作っていくのか、お伺いしたい。

**申請人** 連作障害に関しては、今回、作付けしたのが紅はるかとか紅あずま半分半分、植えたんですが、あずまとかはるかの方が連作障害に強くておっしゃった通りですね。

マルチをやる前に、すべて粉状にして、マルチをしています。

〇〇農園から、ピクリンをやるのであれば、継続して、さつま芋むしろ場所変えないほうが、質が向上していく、ただ、ピクリンを途中でやめるんだったら、その年は作付けをやめなさい。

ピクリンやれば対策にはなるんですけど、やり続けなくちゃいけないっていうのがあります。

回答としては、連作障害対策として、我々はピクリンを毎年続け解決できる以上です。

**宇佐見委員** みょうがの苗自体は。

**申請人** 今、これは来年の作付なので、どういうっていうのは、そこまで詰めてないんですけどですね、苗屋さんから買うものと苗農家さんとか、柏市にある農家さん考えているんですけど、教えていただきますので、両方を使う

**知久委員** 先ほどの事前質問の中で、答えは大体聞けましたけど、再度質問ですが、大規模ソーラーシェアリングの工事車両は、あの狭い市道の中へ機材を積んだりして入ってくるわけですよね、太陽光パネルですか、パイプとか、荷卸しについての行政の指導ってというのはどうなってるんですかね。

二つ目に、何分にも市道は狭いから、対向車線、車両とか、来るわけで、通れなくなります。どのような対応をするか。

三つ目に、看板は、工事期間中に出すのか。

**申請人** 工事期間中は、逆にこれを出しなさいというものが環境保全課さんの方からありますので、それを出させてもらいます。

ポスターサイズの大きなもので、我々の連絡先、事業者名、住所など記載します。

**知久委員** 工事期間中も出してもらって、苦情があった場合、その連絡先とかそういうものを、地域の人に、通知するとか、看板に書き込むとか、ここに連絡してくださいというのを求めたいと思います。

**申請人** それはやります。

それは、環境保全課さんの工事期間中、こういうような工事期間、何月何日までの工事なのか、連絡先何処なのかというフォーマットありますので、それは、我々用意してあります。

**知久委員** 大規模で何年にもよると思うんですよ。

1回目は質問があるかもしれないけど、規模拡大、規模拡大といってるようなのでだから、地域の方はそこで生活してますので、影響が出るのは大きいと思います。

そういうところは業者に、指導してもらって、ここに今いらっしゃる皆さんは、業者じゃないから、運ぶ人じゃないから、運転手じゃないからわかんないわけですので、指導をしっかりとやってもらいたいです。

**申請人** 施工に関しては、一般的にはよくあるのは、我々が計画するにあたって、実際にはおっしゃるように工事をする会社さんをお願いして、あとは、やっというねというので、もちろんちゃんとやっというねという感じですけども、そういう管理をしているところも多いと思うんですが、これがきちんとやっているところたくさんありますし、我々は、同じグループ会社で〇〇会社がございます。

そこで、我々は、工事をやらさせていただきますので、そのグループ会社の工事管理者が立ち会うような感じで、もちろん最後に、トラック運転する人、重機を操縦する人、いろんな方がいますので、そういう方に対し指導、全て〇〇会社が責任を持って、そこの会社がそれぞれの職人さんを使ったりしますので、すべてコントロールさせていただきます。

**知久委員** しっかりと指導をお願いします。



**申請人** はい。

あとおっしゃるように、工事車両が入っていて、通行の邪魔、やはり狭いところもありますよね。

100%停めないとか言いませんけども、一時停止してちょっと、作業するためにあるかもしれないけども、基本的には、敷地内に車は停めて、作業します。

荷卸しを含めて、これだけの土地がありますので、全部の敷地をやるわけではないので、空いた土地が必ずありますので、そういうところを探しながら、作業します。

ですので、クレーンなども、敷地内で作業しますので、外から停めて、ずっと作業するとそういうことはないと思っています。

それでも、何かちょっとあるかも知れません。

そういう時はですね今、お話ししたように、工事中の期間は、全て連絡先、責任者、連絡先が入っております。

電話番号も入ってますので、あっちゃいけないと思うんですが、やはり皆さん、いろいろ感じるものが違うと思いますので、そういう時は、電話いただければ、直ぐ現場の方で、連絡がとれる体制をしております。

そのために、グループ内での施工というのを、目標を持ってやっております。

**知久委員** 例えばそれは、乗り上げちゃったとか、そういうことがあった場合は、その地主さんにこういうことがあったと、そういう一言が欲しいですね、地元として、しらばっくれちゃ困る。

**申請人** それはもうもちろんやはり、人間がやることなので、100%ではないので、何かあって我々も、過去何もなかったかっていうと、隣の家のフェンスちょっと曲げちゃったとかですね、ないことないんですけども、それは、直ぐにお宅にお話をして、きちんと新しいものに復旧させて、いただきました。

その辺は我々、すべて100%見えないんで、きちっとチェックしながらやらせていただきます。

**知久委員** よろしくをお願いします。

**望月委員** ご存じの通り新型コロナウイルス影響で、各国の経済活動は大分支障をきたしています。

太陽光パネルの7割位は中国で生産されてるかと思います。

今後、経済活動はどの程度、早目に復旧するかわかりませんが、これは計画をする上で、価格への影響、それから納期への影響というのは、どのように今、考えておりますか。

**申請人** 今、工事自体の計画は、先ほど〇〇の方からありましたけど、順調にいけば、9月位から入りたいと思っています。

来年の2月位までにかけて、おっしゃるように、コロナの影響というのは、日本国内だけでなく海外にもいろいろ影響は出ております。

我々はその辺の情報をきちんと取りながら、購入先から、いつ位まで、依頼かければいいのか、現状のこれまでの生産工場の流れ、今の流れで今後の出荷状況の推移などを見ながら、全てもうすでに話し合いを始めております。

正式に、いついつ納品してというところまでは、もちろん行ってませんけども、ある程度は枠を確保しながら、このパネルだけでなくですね、いろんなものを手配しなきゃいけないので、これはすべて数が多いので、そういうところは、もう我々も常に心配してますので、もうすでに、もう何ヶ月か前から、話をしております。

答弁の補足で、我々、今おっしゃったように中国のパネル多いんですけど、我々がですね、買うパネルというのは、中国メーカーのもので、数も当然あるんですけど、あっても、我々が購入先っていうのは、〇〇さんの方と、我々話し合いをしまして、すべて買うのは〇〇との交渉で進めておりますので、納期ずれ、価格のずれというのは、メーカー直接やるよりかは、かなりスムーズにいくのかな。

〇〇、シェアが違うので、そういうリスクケアをしております。

**瀬能委員** 質問がね、ちょっとうまく理解してくれるかどうかわかんないんですけども、今までお聞きしているところ、営農型発電、要は農業収入と発電収入とそれから3年先、5年先の経営計画、発電計画がちょっとよくわかんないんですけども。

これ、グループ全体でやっていくということで、数字的なところが実際に出てないんですよね。

今、何トン取れて何年後に幾らの売上があって、みょうが、どの程度でということが我々掴めてないので、収益計算がどうなってるかと。

宇佐見委員からでたね、この芋とみょうがは実際この場所で、まだ出荷されて、評価されてないわけですよね、こういう状況の中で、これ3年先5年先、かなりの規模拡大で計画してるっていうのは、企業全体で考えることで、当然やるべきだと思うんですけども、ちょっと余りにもリスクが大きいのかなと、何でかっていうと、農作物って、机上の計算だけで絶対いかないんですよね、ペーハーだけじゃいかないんですよね。

さっき、水の話も出ましたけどもそれ以外のこともいっぱいあるわけですよ。

これが、小規模でもいいからこんだけの面積の中でも、何ヶ所かを先行投資して、発電は別としてね、農地を確保して、芋でもみょうがでも作ってみて、それを消費者がどういう反応起こすかだっって、買ってくれなかったら幾ら作ったって、だめだよな。

そういうところがね、実際されてないので、計画ばかり先行してて、本当に大丈夫なのかと。

〇〇さんとかね、〇〇さんいろんな情報聞いたりしてますけども、農業部門で実際黒字できないんですよね。

なんかちょっとやってますけど、結局あれは自分ところで、要は管理させて、実際に直営でやってるんで、品質問題ないですよということで、宣伝料として、この赤字分をね、補ってるっていう程度の農業収入しかないということを聞いてますから、今回のこの営農型発電でね、発電の方の収益を農業にまわして、いろいろ計算はしてるんでしょうけども、そういう数字、我々聞いてないんでねこの構想は良いし、考え方も素晴らしいんでね、ぜひ成功していただきたいという願望は、私達強いんだけど、そういうリスクとね、数字が読めないところが凄く心配なんで、ざ

つくばらんでぎつくばらんでいいですから、細かい数字いらないます。

こんな計画でやっていますよぐらいの説明をお願いします。

**申請人** ご説明しますと、計画としてはですね、農業なのでどうなるかわかんないと思うんですが、5ヵ年ですべて収支計算しております。

大前提さつま芋の収量に関しては、市場の収量のすべて0.8掛けで計算しています。

1反当たり、1.8トン、数字は2トンから2トンちょっと位取れると思うんですけど、1.8トンで計算しています。

単価もですね、販売したりとか、その市場出荷の金額から20%引いて計算しています。

1キログラム当たり200円単価で計算しています。

そうすると、初年度の360万円これ、1年間の赤字です。

人件費もだんだん増えていき、初年度360万円、手数料何かも入れて路線があるという前提。

売上としては、1300万円少し利益が、5年目には、1100万、ただこれにはですね、従業員の賞与と、企業なので、その賞与とかですね、そういうことは加味してないので、この利益を使って、ただ、先ほど言ったように、ちょっと厳し目の数字で計算してるんですけど、人件費の部分だけは、少し入っています。

**瀬能委員** この収入っていうのは、太陽光には関係なくしてるのね。

**申請人** それを一緒にしてしまうと、農業への責任が薄れてしまうので、太陽光は別です。

**瀬能委員** それと土地代は不動産としてみて、要は、経費と人件費、農業トータルで考えて何とか、黒字でそうやっていけるように、農業については、計算していると。

**申請人** はい。

**瀬能委員** わかりました。

途中で駄目だったということにならないようにお願いしたいです。

太陽光パネルの低反射を導入してるということでしたが、具体的にいうと、発電効率がその分よくなるっていうことで解釈していいですか。

**申請人** 発電効率は同じです。

これは低反射にするとその周りの環境影響っていいですか。

**瀬能委員** コスト高いでしょ。

**申請人** そうですね。

ただ、やはりずっと使ってるものですので、安かろう悪かろうってなっちゃうと、皆様にご迷

惑かけますし、我々もメンテナンスのすべてをやってきますので、自分たちに全て振りかかってくるので、この辺はやはり考え方、効率下がってきますので。

**瀬能委員** わかりました。

それともう一つ、最後、今回、かなりの方が譲渡されて、購入されるということなんですけども、参考にお聞きしたいんですけども、譲渡される方で、最大面積と最小面積、ちょっと参考に教えていただければ、お聞きしたいんですけど。

**申請人** 最大面積で 6000 平方メートルから 7000 平方メートル、最小ですと、200 平方メートル位です。

**議長** 他に、ご質問ありますか。

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

**議長** お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

**議長** 申請番号 29 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 29 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 2181 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 5 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より説明をお願いします。

**望月委員** 議案第 1 号申請番号 29 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字高倉の畑 1 筆は肥培管理、木間ヶ瀬字浅間久保の畑 1 筆は耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と

判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第2号申請番号8番から58番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から7番、59番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番にご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1067平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年5月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第2号申請番号1番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から10ページの申請番号7番、25ページの申請番号59番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号2番にご説明いたします。

申請地は、畑1筆で91平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和2年5月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第2号申請番号2番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、盛土は行わず、整地後に砂利敷きし、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接地との境にネットフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高照会をした書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、土地利用について特に問題ない旨の回答を得たとの報告書が添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号3番にご説明いたします。

申請地は、畑1筆で456平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年5月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第2号申請番号3番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号4番にご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2112平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年5月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第2号申請番号4番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号5番にご説明いたします。



10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1170 平方メートルとなっております。  
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。  
令和 2 年 5 月 21 日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第 2 号申請番号 5 番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 6 番にご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1031 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。

令和 2 年 5 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第2号申請番号6番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤のまま利用し、通路部分だけ砕石を敷き、貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の生垣や植木は残し、砂や砕石等の流出する可能性のあるものは保管しない計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は地区外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号7番にご説明いたします。

申請地は、田3筆で1525平方メートル、畑1筆で664平方メートル、合計4筆で2189平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年5月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第2号申請番号7番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、田と畑との高低差が1メートルほどあり、田の部分を盛土して高低差を解消し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土留工事により土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 本案については、説明のため申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長** それでは、事業計画について、説明をお願いします。

**申請人** 今回、埋立する部分は、農地転用申請では、田が3筆畑が1筆、申請してまして田と畑の高低差が1メートルございまして、その1メートル部分を今回埋め立てさせていただく計画です。

今回、畑と田の間に水路がありまして、そこは鉄骨の橋を架けまして資材置場にするという計画であります。

土留めにつきましては、周囲に、松杭を打ちまして土留めを計画しております。

アスファルトなどは、一切敷かないで土又は砂利の状態、雨水に対しては、敷地内浸透させるというような計画でございます。

資材におきましては、クラッシャー、再生砕石それから砂、それから、割り栗りなどを置かさせていただくということなんで、以上です。

**上原委員** 資材置場用地という申請ですが、どういう物を置きますか。建築資材関係ですか。

申請人 クラッシャー、再生砕石、それから砂、土などです。

議長 地元の野口委員、何かございますか。

野口委員 特にありません。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

議長 申請番号 59 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 59 番にご説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 229 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による資材置場用地です。

令和 2 年 5 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

望月委員 議案第 2 号申請番号 59 番に報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、整地のみで砕石を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の申請番号1番から7番、59番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

27ページをご覧ください。

野田市長より令和2年5月25日付けで、令和2年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10年の賃借権設定が畑1筆で1170平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

野田市長より令和2年6月2日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が令和2年4月24日に農地中間管理権を取得した農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

5年の賃借権設定が畑1筆で271平方メートルとなっております。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われまます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和元年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度活動計画の策定について」を議題とします。

初めに、古谷運営委員会議長よりご報告をお願いします。

**古谷運営委員会議長**

本案につきましては、農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、当該年度の活動に対する点検・評価の案、並びに次年度の目標と活動計画の案を取りまとめるうえ、市町村のホームページ等により公表するものとされており、これに基づいて実施するものでございます。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところでございます。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

**議長** 続きまして、内容について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号についてご説明いたします。

お配りした「令和元年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度活動計画の策定について」をご覧ください。

(詳細説明)

今回の令和2年度の活動計画につきましては、令和元年度の野田市農業委員会活動の点検・評価を踏まえて、また農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標と取り組み方針に沿って、単年度の活動計画として策定したものです。

本案が可決されましたら、確定版を市のホームページで公表いたします。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**瀬能委員** 37ページ上の、報告を提出しなかった、農地所有適格法人2法人あるよとこれはその下に提出利用が提出漏れ対応が提出を促すとその下の対応状況は0法人ですよとこれはこれ、結局2法人が提出されてないですよ、提出されてなかったらこれ下のところの2法人には、何らかのことを、要求しなくちゃいけないというふうに思うんだけど。

**事務局** 勧告はしていませんので、0法人です。

勧告は0法人で、催促はしています。

**瀬能委員** これは法人として催促を受けたけど何らかの理由があって報告しなくてもいいんですか。

**事務局** 農地法で農地所有適格法人は報告書を提出することになっています。

**瀬能委員** じゃあ、いつまでにこれ出さないと勧告するんですか。

**事務局** 事業年度終了後、3ヶ月以内に提出することになっています。

提出の無い法人には、通知をしています。

農地所有適格法人の要件を欠くおそれがある場合は、勧告しなければいけませんが、2法人はきちんと農地を耕作していますので、勧告まではしていません。

**瀬能委員** はい、わかりました。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、2件受理しております。

次に2ページから4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、10件受理しております。

なお、報告第1号、第2号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、4件提出がありました。

次に6ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知は、3件提出がありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

以上です。

**議長** 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号2番は許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

番号1番は委員が現地調査を行っておりますので、調査にあたった瀬能委員より報告をお願いします。

**瀬能委員** 去る4月6日に農業委員12名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

照会地は、平成元年10月19日付けで違反転用事案として千葉県に報告し、平成元年10月21日付けで千葉県知事より利用中止の文書勧告が行われています。

現況は車両置場として使用されているため、非農地であるとの結論となりましたが、千葉県と



協議した結果、違反指導中である旨を明示し、千葉地方法務局に回答いたしました。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、運営委員会の報告を古谷運営委員会議長よりお願いします。

**古谷運営委員会議長** 総会前に運営委員会を開催しました。

協議事項1の「令和元年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和2年度活動計画の策定について」は、議案第5号のとおりでございます。

協議事項2の「農家意向調査の結果」については、農地利用最適化推進委員が地元の区域を集計結果から分析していただき取りまとめいただいたものが、お手元にあります。

農業委員の皆様にも、地元の区域を集計結果から分析していただき6月12日までに事務局まで、意見をFAXで送信して下さい。

意見をまとめたものを市長に農業委員会農家意向調査結果として提出する段取りとなっておりますので、ご報告いたします。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後5時40分)